

平成二十二年五月十一日受領  
答弁第四二四号

内閣衆質一七四第四二四号

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出上海万博における日本人歌手のヒット曲盗作に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出上海万博における日本人歌手のヒット曲盗作に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについて、中国政府から日本政府に対して謝罪は行われておらず、また、核セキュリティ・サミットの際に行われた日中首脳会談において取り上げられなかった。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、一般論としては、国際的な著作権の処理については、関係法令に基づき当事者間で適切に行われる必要があると考える。

四及び五について

中国における知的財産権保護に係る問題については、これまで各種協議の場を通じ、中国政府に対し国内の制度面及び運用面に関する改善を要請するとともに、日中間の知的財産権保護に関する環境整備のための協力の在り方について意見交換を行ってきており、引き続き適切に対処していく考えである。また、五でお尋ねの「これにより、日中友好関係において全く影響がないといえるのか」の趣旨が必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。